

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記 3 つの要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する場合は上記に加え、介護福祉士の配置等の要件を満たす必要があります。

「見える化要件」とは

「見える化」とは、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表する事が想定されています。

① 事業所別の介護職員等特定処遇改善加算取得状況

全事業が現行加算(Ⅰ)を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算(以下、特定加算)を取得しています。

○介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算状況（高齢）

事業所名	サービス名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
介護老人保健施設梅ヶ丘	介護老人保健施設	Ⅰ	Ⅱ
	短期入所療養介護	Ⅰ	Ⅱ
通所リハビリテーションセンター梅ヶ丘	通所リハビリテーション	Ⅰ	Ⅱ
ヘルパーステーション梅ヶ丘	訪問介護・訪問型サービス（独自）	Ⅰ	Ⅰ
療養通所介護センター梅ヶ丘	地域密着型通所介護	Ⅰ	Ⅱ
デイサービスセンター梅ヶ丘	認知症対応型通所介護	Ⅰ	Ⅰ
ナーシングケアステーション梅ヶ丘	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	Ⅰ	Ⅱ

○福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等介護職員等特定処遇改善加算状況（障害）

事業所名	サービス名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
障害者支援施設梅ヶ丘	施設入所支援	Ⅰ	区分なし
	生活介護	Ⅰ	Ⅰ
	自立訓練（機能訓練）	Ⅰ	Ⅰ
	自立訓練（生活訓練）	Ⅰ	Ⅰ
	短期入所	Ⅰ	区分なし
児童支援事業所ぶらみんぼーと	児童発達支援	Ⅰ	Ⅰ
	放課後等デイサービス	Ⅰ	Ⅰ
	保育所等訪問支援	Ⅰ	区分なし

② 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

【職場環境等要件】

分類	内容	実施事項
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得を支援しており、勉強会の実施、勤務シフトの考慮を行う等、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修受講については、階層別に職員を選抜し、計画的に育成を行っている。
労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	見守りセンサーやアシストスーツを導入し介護職員の負担軽減を図っている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	随時ミーティングを行い、業務内容やケア内容の改善を図っている。
	子育てとの両立を目指す者のため育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	育児休業制度の整備はもちろん、事業所内保育所を設置し、0歳～3歳までの子供がいる職員は誰でも利用が可能。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	各事業所でミーティングを行い、利用者一人ひとりの状況の把握、支援のあり方について話し合いを行っている。
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	障害を有する職員の特性にあった業務内容の提供及び、配慮が必要な職員には短時間勤務での就業も可能としている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員へ奨励している。
	職員の増員による業務負担の軽減	法定を上回る人員配置を行い、働きやすい環境を整えている。